

議事等の公開について

1. 本協議会について

率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として、公開しない。

2. 議事概要及び資料の公開について

議事概要については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。

配付資料の取扱いは、原則公開とし、参加者の提供資料等については、資料提出者と相談して対応を決定する。